

こおりやまファンクラブリニューアルプロジェクト業務委託仕様書

1 業務名

こおりやまファンクラブリニューアルプロジェクト業務委託

2 履行期間

契約締結日から令和8年1月30日（金）まで

3 業務目的

本業務は、こおりやまファンクラブを活性化させるため、様々な事業コンテンツを実施し、各コンテンツを通じて、会員数や活動人口増加、会員同士の関係強化を図り、関係人口の創出・拡大を推進する。

4 業務方針とファンクラブの概要

(1) 方針

本業務は、東日本大震災及び原子力発電所事故からの復興再生、並びに地域の個性を活かした将来にわたる活性化を図ることを目的としたみらいを描く市町村等支援事業助成金交付要綱を活用し、実施するものである。

本業務では、平成22年度に発足したこおりやまファンクラブにおいて、会員参加型の様々なイベント施策を実施し、会員の満足度向上、新規加入者の増加を図るとともに、本市の魅力を十分に発信すること。

(2) ファンクラブの概要

目的	郡山市外の方を対象にファンクラブの会員を募集し、それぞれの居住地で郡山をPRしていただく
会員数	1,850人（令和7年6月1日時点）
会費等	入会費、年会費無料
会員特典	・会員証の配布 ・協賛店舗や施設で割引等の優待サービスを受けられる ・メールマガジンで、旬な情報を得られる
会員向けイベント等	特になし

5 業務内容

(1) 交流会の企画・運営

- ア 会員と本市との継続した関係性の構築を目的に、本市の魅力を経験し、本市と関わる機会となる交流イベントを企画し、実施すること。
- イ 主なターゲットは20代～40代の首都圏在住者とする。
- ウ イベントの実施回数は、東京都内で1回を最低限の回数とすること。
- エ 定員は、延べ参加者数20名以上になるよう調整すること。
- オ 集客、内容の充実に向けた工夫を行うこと。
- カ 実施内容、時期、会場等については、発注者と協議の上、決定すること。
- キ イベント終了後、参加者にアンケート調査を実施し、効果測定を行うこと。

(2) ふるさと体験会の企画・運営

- ア 本市の伝統及び文化をはじめとする本市ならではのコンテンツに触れることで、本市への理解度やイメージを向上させる体験イベントを企画し、実施すること。
- イ イベントの実施回数は、郡山市内で1回を最低限の回数とすること。
- ウ 定員は、延べ参加者数10名以上になるよう調整すること。
- エ 集客、内容の充実に向けた工夫を行うこと。
- オ 実施内容、時期、会場等については、発注者と協議の上、決定すること。
- カ イベント終了後、参加者にアンケート調査を実施し、効果測定を行うこと。

(3) お届けこおりやまの企画・運営

- ア 福島県や本市にゆかりのある方たちの会合に出張して、特産品の提供や賑やかさを担うイベントを企画し、本市のPRを実施することで新たなファンを獲得すること。
- イ イベントの実施回数は、県外で1回を最低限の回数とすること。
- ウ 実施内容、時期、会場等については、発注者と協議の上、決定すること。

(4) アンケート及び抽選会の企画・運営

- ア 会員を対象として、効果的手法を用いてアンケート調査を実施すること。
- イ 調査項目は、ファンクラブの満足度や要望に関するものとする。
- ウ 有効回答数を100以上確保すること。
- エ 有効回答者から、抽選で本市の特産品、工芸品等を贈呈すること。
- オ 抽選は、最低30名以上当選させること。
- カ アンケート内容及び抽選会の景品は、発注者と協議の上、決定すること。

(5) その他の企画提案

上記(1)～(4)のほか、本業務に価値を付加するもの等、提案上限価格の範囲内で本業務の目的に沿う実現可能な企画を提案することができる。

6 報告書及び成果品の提出

- (1) 事業の実施に関する報告書
- (2) その他、各種成果品データ

7 報告書及び成果品の納期

令和8年1月30日(金)までとする。

8 納品場所

郡山市文化スポーツ観光部観光政策課

9 業務体制等

- (1) イベントの実施に当たっては、会場管理者との事前打ち合わせや現地確認、飲食を伴う際は参加者のアレルギー調査等を適宜行うなど、イベントの開催に危険がないこと及び安全対策の内容を確認し、参加者の安全確保を徹底すること。
- (2) イベントに参加する方や事業者等への説明及び連絡調整を行い、イベント運営に係る円滑なマネジメントを行うこと。
- (3) 受注者は、業務従事者が急病等で予定した業務に従事できない場合は、同等以上の能力を有する代替要員を手配する等の措置をとり、本業務実施に支障がないように対応すること。

10 業務実施に当たっての留意事項

- (1) 受注者は、業務委託内容の指示と確認、業務の調整を行うために、業務全体を総括的に指揮する業務責任者を選任し、発注者にその氏名を通知するものとする。これらの者を変更したときも同様とする。
業務責任者は、委託業務現場における一切の事項を処理するものとする。
- (2) 本業務に関する打合せ協議を必要に応じて随時行うものとする。なお、打合せ協議に要する移動等の経費については、全て受注者の負担とする。
- (3) 受注者は、業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。
ただし、あらかじめ書面により発注者の承認を得たときは、この限りではない。
- (4) 業務実施に当たって知り得た秘密を第三者に漏えいしてはならない。契約終了後も同様とする。
- (5) 本業務において受注者が取り扱う個人情報については、本市の保有する個人情報

として、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)等の適用を受けることに留意し、その適切な管理のために、必要な措置を講じること。

- (6) 受注者は、本業務の履行に際し、自己の責めに帰すべき事由により本市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (7) 受注者は、本業務の履行に当たり、受注者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (8) 本業務にて制作した成果品及び映像素材データの著作権(著作権法第27条、第28条所定の権利を含む)は、本市に帰属するものとする。
- (9) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める業務の実施に当たって疑義が生じた場合は遅滞なく協議し、これを定めるものとする。